【特集】消尽

IoT時代における特許権の消尽について -実務家の立場から-

パナソニック株式会社 知的財産センター IPエグゼクティブエキスパート 高橋 弘史(Hiroshi TAKAHASHI)

〈要約〉AI・IoT技術の進展・普及により、価値の源泉が「モノ」から「コト」へと産業構造が変化している。これに応じて、「モノ」の売買で収益を上げるビジネスモデルだけではなく、サービスの提供により収益を上げるビジネスモデルが存在感を増している。一方、特許発明についても同様に価値の源泉は特許発明の「譲渡」から「使用」にシフトしている。現行の特許制度が、上記の産業構造の変化を踏まえて、サービスを含む産業全体のイノベーションを促進する役割・機能を十分に果たしているのか点検・検討する必要がある。この文脈において、IoT時代における特許権の消尽について整理する。

1. はじめに

AI・IoT技術の進展・普及により、価値の源泉が「モノ」から「コト」へとシフトし、産業構造が変化している。これに応じて、「モノ」の売買(流通)を前提とする伝統的な大量生産型のビジネスモデルだけではなく、ネットワーク型のビジネスモデルへの転換が進んでいる。ここでは、「モノ」の売買(流通)で収益を上げるのではなく、サービスの提供により収益を上げている。一方、これを特許発明について見ると、価値の源泉は同様に、特許発明の「譲渡」から「使用」にシフトしている。しかし、

現行の特許制度は「モノ」の生産・譲渡を中心に形成・発展してきた。そのような現行の特許制度が、上記の産業構造の変化を踏まえて、サービスを含む産業全体のイノベーションを促進する役割・機能を十分に果たしているのか、点検・検討する必要がある。この文脈において、IoT時代における特許権の消尽についても整理が必要になる。

尚、本稿は、所属する組織・団体の意見を表した ものではなく、あくまで個人的な見解を述べたもの である。

高橋 弘史(Hiroshi TAKAHASHI) パナソニック株式会社 知的財産センター IPエグゼクティブエキスパート

■补内:

1991年 松下電送(株)入社 知的財産部門配属

1998年 弁理士登録

2003~2005年 米国勤務(VA州事務所駐在)

現在 パナソニック (株) 知的財産センター・IPエグゼクティブエキスパート

■計力L・

2017年 産業構造審議会特許制度小委員会・委員 (第20回~第24回)

- ・特許法改正 (平成30年法律第30号) (新規性喪失の例外期間の延長など)
- ・「標準必須特許ライセンス交渉の手引き」及び「標準必須特許に係る判断のための判定の利用の手引き」

2018年 産業構造審議会特許制度小委員会・委員 (第25回~第31回)

・特許法改正(令和元年法律第3号)(損害賠償額算定の見直し、査証制度の創設)

2019年 産業構造審議会特許制度小委員会・委員 (第32回~第41回)

・「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方―中間とりまとめ―」

2020年 産業構造審議会特許制度小委員会・委員 (第42回~第46回)

・特許法改正(令和3年法律第42号)(第三者意見募集制度の導入、訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直しなど)

2021年 「標準必須特許と消尽に関する調査研究~ネットワークやサービスに関する特許の現状と課題について~」有識者検討会・委員

2. 背景

(2-1) 産業構造審議会知的財産分科会特許制 度小委員会の『AI・IoT技術の時代にふさわ しい特許制度の在り方―中間とりまとめ―』1

このような認識の下で、産業構造審議会知的財産 分科会特許制度小委員会から2020年7月10日に 『AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り 方一中間とりまとめ一』(以下、「中間とりまとめ」 という) が公表されている。この中で、特許権の消 尽について取り上げられ、「課題」「検討」「まとめ」 と議論が整理されている。この「中間とりまとめ」 は全体で58ページに及ぶ膨大な報告書であるため、 便宜上、その中の該当箇所を下記に引用する。

「課題」として「AI・IoT技術の進展により、『モ ノ』から『コト』へと産業構造が変化し、モノの売 買(流通)で収益を上げるビジネスモデルから、 サービスの提供により収益を上げるビジネスモデル への転換が進んでいる。特許発明についてみると、 収益源は、特許発明の『譲渡』から『使用』にシフ トしており、ライセンスの在り方についても、こう した『コト』の時代への対応が必要となりつつあ る」と記載されている。²

「検討」では「『モノ』から『コト』へ産業構造が 変化していく中で、これまでの議論は『モノ』の世 界に閉じており、もっと全体を俯瞰して議論を進め ていくべきとの意見があった。SEPについては、そ の受益者が様々であり、多数存在する上に、受益の 程度も各々異なることから、受益の程度に応じた負 担を公平に実現する仕組みが望ましく、一人一人の 負担が広く薄くなれば、ライセンス交渉先や合理的 なロイヤルティ算定(何をベースとするか)という 論点は相対的に小さくなっていくのではないかし その上で、「受益の程度に応じた負担を公平に実現 する仕組みを考えるに当たっては、消尽の問題、特 に単純方法特許の消尽について整理する必要があ

る。」と記載されている。3

「まとめ」として「SEPを利用することにより創 出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広く サービス産業等にも享受されていることから、その 恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方につい て、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要が ある。SEPの議論に限らず、『モノ』から『コト』 への産業構造の変化により『モノ』の売買に加え 『コト』の提供により収益を上げるビジネスモデル が増加していることを受けて、適正かつ公平なライ センスの在り方については、特許権の消尽に関する 考え方の整理を含めて検討を進めていくことが適当 である。」と検討の方向性が示されている。4

(2-2) 『AI・IoT技術の時代にふさわしい特許 制度の在り方に関する調査研究報告書』5

この「中間とりまとめ」が示した検討の方向性に 基づき、調査研究が行われている。その報告書が 2021年3月に公表された『AI・IoT技術の時代にふ さわしい特許制度の在り方に関する調査研究報告 書』(以下、「調査研究報告書」という)である。こ の「調査研究報告書」の中の「仮想事例3」である 「特殊な学習済みモデルを用いた翻訳サービス」が、 特許権の消尽に関係する。6

「仮想事例3」をここに引用する (図1)。

「仮想事例3」の中に「ケース1」と「ケース2」 がある。「ケース1」において、特許権者は、特許 発明X(学習済みモデル)、Y(翻訳装置)、Z(翻 訳方法) Zにかかる特許権者である。事業者Aは、 学習済みモデルを製造・販売する。事業者Bは、こ の学習済みモデルを購入し、これを組み入れた翻訳 装置を製造し、翻訳方法を使用している。即ち、 AI翻訳サービスを提供している。これに対し、 「ケース2」では、特許権者は同じであるが、事業 者Aは、学習済みモデルを製造し、これを組み入

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf

前掲注1の『中間とりまとめ』の47頁

³ 前掲注1の『中間とりまとめ』の47頁

⁴ 前掲注1の『中間とりまとめ』の48頁

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020_02_zentai.pdf

前掲注5の『調査研究報告書』の23頁

図1



れた翻訳装置を製造・販売する。事業者Bは、この 翻訳装置を購入し、翻訳方法を使用している。

本「調査研究報告書」は、このような「仮想事例 3」を用いて、AI翻訳サービスでの損害賠償の負担 の在り方についてアンケートをした集計結果をとり まとめている(図2、図3)。⁷

特許権の消尽論との関係で「②学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担」を選択する企業、弁護士・弁理士が多いかと言えば、集計結果ではそうではなかった。「ケース1」では、「①学習済みモデルは事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法は事業者Bが負担|を「企業等」は



433.3%(15)

(2)13.3%(6)

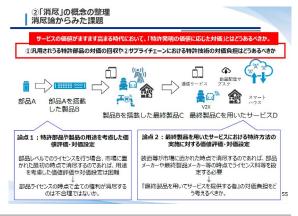
「81.6%」が選択し、「弁護士・弁理士」は「73.9%」が選択している(図2)。一方、「ケース2」でも、「①学習済みモデル・翻訳装置は事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担」を「企業等」は「53.9%」が選択し、「弁護士・弁理士」は「51.1%」が選択している(図3)。

このように、本「調査研究報告書」の報告書によると、消尽論との関係で製造業者のみが負担すべきという回答が多いということではなく、製造業者のみならずサービス事業者も負担すべきとの回答者が、企業、弁護士・弁理士ともに過半数を超えている。理由としては「特許発明の直接的な実施者が負担すべきとする意見が多かった」8と報告されている。

(2-3) 産業構造審議会第16回知的財産分科 会の『知財エコシステムの自律に向けた中長 期的課題』⁹

これを受けて、2021年6月28日の産業構造審議

図4



7 前掲注5の『調査研究報告書』の23~24頁

153.9%(258)

② 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 A が負担 ③ 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 B が負担 ④ その他

8 前掲注5の『調査研究報告書』の24頁

企業等

[479]

33.3%(16)

234.0%(163)

9 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/16-shiryou/01.pdf

151.1%(23)

弁護士

弁理士

会知的財産分科会において、本テーマが検討課題と して取り上げられている。具体的には、「サービス の価値がますます高まる時代において、『特許発明 の価値に応じた対価』とはどうあるべきか」とし て、「論点1:特許部品や製品の用途を考慮した価 値評価・対価設定」及び「論点2:最終製品を用い たサービスにおける特許方法の実施に対する価値評 価・対価設定」に検討課題が整理されている(図4)。

(2-4) 『知的財産推進計画 2021』 10

2021年7月13日に公表された『知的財産推進計 画2021』にも、本テーマへの言及がある。具体的 には、「ビジネスモデルが多様化する中、将来的に は、製品を利用したサービス提供者等による負担の 在り方も視野に入れた検討が必要であると考えられ る。|11と記載されている。

以上のように、「中間とりまとめ」が示した検討 の方向性に沿って、ステップ・バイ・ステップで検 討が進められている。

3. 現状認識と課題認識

(3-1) 現状認識

次に、『総務省令和3年版情報通信白書』12の中の 「日本の情報通信産業の部門別名目国内生産額」13を 用いて、現状を確認したい。図5は、「日本の情報 通信産業の部門別名目国内生産額しの数字を折れ線 グラフに表したものである。

図5



図5の中の左下の表は「総務省令和3年版情報通 信白書 | の中の「データ6 日本の情報通信産業の 部門別名目国内生産額の推移」をそのまま貼り付け たものである。この表の中の上方の四角で囲った箇 所が、サービスに対応する名目国内生産額になる。 これに対して、下方の四角で囲った箇所が、製造業 に対応する名目国内生産額になる。具体的には、上 方の四角で囲った箇所は、通信業、放送業、情報 サービス業、インターネット付随サービス業にな る。同様に、下方の四角で囲った箇所は情報通信関 連製造業になる。横軸は年で、20年前の2000年か ら2019年までの約20年のデータになる。縦軸は名 目国内生産額で、20年前の2000年では製造業の名 目国内生産額は約4兆円であるのに対し、サービス 業の名目国内生産額は3兆5千億円を下回っている。 それが2019年になると、製造業の名目国内生産額 は約2兆円と半分になり、これに対して、サービス 業の名目国内生産額は4兆5千億円を上回り、製造 業の名目国内生産額の倍以上になっていることが分 かる。

以上のことから、以下の2つのことが言えるので はないかと考えている。

1つは、特許制度は物を中心に添えて、物の製 造・販売を前提として制度が形成・発展してきてい る。そのため、現行の特許制度は、上述のような産 業構造の変化に対応して、サービスを含む産業全体 のイノベーションを促進する役割・機能を十分に果 たしているか、点検、検討する必要があるのではな いか、ということである。

もう一つは、特許発明が生む価値の負担配分の問 題である。これは、ライセンス料であるにせよ、損 害賠償額であるにせよ、物の販売額を基礎に算定さ れている。そのため、特許発明が生む価値の負担者 は、制度の構造上、必然的に販売している製造業者 に偏りやすいということである。サービス業の生産 額と製造業の生産額との差が大きくなるほど、この

- 10 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf
- 11 前掲注10の『知的財産推進計画2021』の32頁
- 12 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/01sirvou.pdf
- 13 前掲注12の『総務省令和3年版情報通信白書』458頁の「データ6 日本の情報通信産業の部門別名目国内生産額」

問題はより顕在化するものと思われる。

(3-2) 課題認識

このような課題が先行して顕在化しているのが、FRAND宣言 14 をしたSEP 15 の分野と言えるのではないだろうか。

理想的には、サービスを含め、技術の受益者がその受益の程度に応じた負担を公平にする仕組みが望ましいように思われる。

仮にこれができると、i)「誰がライセンスを受けるべきか」という交渉主体の問題は相対的に小さくなるのではないか、ii)「何をロイヤルティー算定のベースとするのか」というロイヤルティーベースの問題も相対的に小さくなるのではないか、iii)権利者と実施者間の不公平感並びにサプライチェーン内での実施者相互間の不公平感も解消されるのではないか、と思われる。サービスも含め各受益者が応分の負担をすれば、特許が生む価値のより良い循環が生まれ、特許制度によるイノベーションの促進という積極的な側面がより強調されるようになるのではないかと思われる。

一方で、これができないと、価値の源泉は「モノ」から「コト」にシフトしているが、すなわち、「譲渡(販売)」が生む価値だけではなく、「使用」が生む価値が増加しているが、それでも、特許が生む価値の回収は依然として「モノ」中心であり、そのために、特許が生む価値が「モノ」の世界の中だけで引き続き循環・回収されるとすれば、特許制度はサービスを含めた産業全体のイノベーションを促進する役割・機能を十分には果たすことができないことが懸念される。

この課題認識を、図6を用いて深掘したい。

特許制度は物の製造・販売を前提として形成・発展してきたため、特許が生む価値は販売額を基礎に算定される。そのため、図6の左図が示すように、特許が生む価値の負担も、そういう制度の構造上、最終製品の製造業者に集中しやすくなる。これを図

図6



負担すべき価値の総額

6の右図のように、技術の受益者がその受益の程度 に応じた負担を公平にシェアするようにするが望ま しくはないか、という課題提起になる。特許発明の 価値自体が変動・増加するということではなく、負 担配分の議論と考えている。図5が示すような産業 構造の変化を踏まえると、図6の左図の構造のまま でよいのか、一度立ち止まって、現行の特許制度を 点検・検討してはどうか、という課題提起である。

このような文脈に特許権の消尽を置いてみると、 産業構造の変化を踏まえた上で、現行の特許制度 が、なお継続してサービスを含む産業全体のイノ ベーションを促進するのに十分な役割・機能を果た し得るか否かを点検・検討するにあたって、議論の アイテムの一つとして特許権の消尽の考え方を整理 する、という位置づけになる。

この点で、産業構造の変化という文脈から離れて、特許権の消尽を単独で取り出して議論する、ということではない点に留意する必要がある。即ち、修理・再生リサイクルの問題を議論するものではない。

(3-3) 特許庁 令和3年度 産業財産権制度各 国比較調査研究等事業「標準必須特許と消尽 に関する調査研究~ネットワークやサービス に関する特許の現状と課題について~」有識 者検討会(以下、「有識者検討会」という)

本テーマを議論するために、「有識者検討会」が 令和3年6月から令和4年2月まで開催された。この

14 FRAND: Fair, Reasonable, And Non Discriminatory 15 SEP: Standard Essential Patent (標準必須特許) 中でも、本テーマに関するヒアリングが再度なされ ている。図4に掲げた「論点1」及び「論点2」につ いてヒアリングしたものである。¹⁶

図7は、図4の「論点2」に対応する「仮想事例1」 を表している。「特許権者は、装置を使用するサー ビス業者から、収益に応じた使用料を回収可能と考 えるべきか」という問いが付され、その問いを検討 するために「仮想事例1」が準備されている。この 「仮想事例1」では、特許権者Xは方法特許1及び装 置特許2を保有している。方法特許1はaステップ、 bステップを含む方法の特許であり、装置特許2は aステップ、bステップを実行する装置の特許であ る。特許権者Xは製造業者Pとライセンス契約Lを 締結し、装置の製造を許諾している。製造業者Pは 装置を、業者Q及び業者Rに販売しているが、業者 Qは登録ユーザ500万人に対して方法特許1を実施 し、年間500億円の売り上げを上げている。業者R は登録ユーザ5.000人に対して方法特許1を実施し、 年間5,000万円の売り上げを上げている。このよう な「仮想事例1」を用いて、特許権者Xは方法特許 1に基づき、収益が大きく異なる業者Q、Rから、 収益規模に応じたライセンス料を回収可能とすべき か、についてヒアリングしている。¹⁷

これに対しては、以下のように肯定的な意見、否 定的な意見と様々な意見がある。

「A. 回収可能とすべき |: 13社「国内企業8社・

海外企業5社]

「B. 回収可能とすべきでない」: 11社・4者 [国 内企業7社・海外企業4社・国内有識者3者・海外 有識者1者]

「C. 回収可能な別のやり方がある」:5社・1者 [国内企業3社・海外企業2社・海外有識者1者]

「D. こうすべきという考えはない」:4社・3者 [国内企業2社・海外企業1社・国内有識者2者・海 外有識者1者]

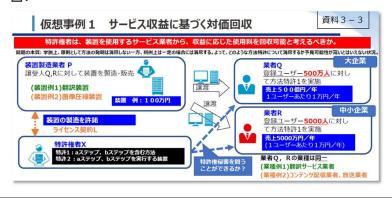
それぞれの理由は、概して以下の通りである。

「A. 回収可能とすべき」という肯定的な意見の 理由は、装置からしかライセンス料を取得できず、 業者Q、業者Rからライセンス料を取得できないと すると、特許権者Xの利益獲得の機会は十分ではな く、発明のインセンティブが働かない懸念がある、 というものである。その一方で、流通の各段階でロ イヤリティを何重にも取ることは合理的でなく、業 者Q、業者Rから回収するロイヤルティーは製造業 者Pから回収したロイヤルティー分を控除した額に 設定されるべき、等としている。

「B. 回収可能とすべきでない」という否定的な 意見の理由は、特許権者Xは装置特許2についても 対価を回収済みであることから、さらに方法特許1 の対価を回収するのは二重の利得に相当する、等と いうものである。

「C. 回収可能な別のやり方がある」は、方法特

図7



^{16「}令和3年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究報告書『標準必須特許と消尽に関する調査研究報告書(消尽編)』(令和 4年3月)」の「IV. ヒアリング調査の結果」40頁~64頁

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2022_0501.pdf

¹⁷ 前掲注16の「IV. ヒアリング調査の結果」の「IV. 1. 仮想事例における理想的な消尽の在り方について」の「IV. 1. (1) 仮想事 例1」の「(1) - 3. 」42頁~48頁

許1が装置と離れて別に価値が生じる場合、方法特 許1でもライセンス料を取るべき。一方、装置に付 随するような方法クレームを単に記載しているだけ 場合は権利行使を認めるべきではない、等というも のである。

特許権の消尽とは、「特許権者又は特許権者から

以上を踏まえて、検討に移りたい。

4. 検討

(4-1) 特許権の消尽とその根拠

許諾を受けた実施権者(以下、両者を併せて「特許 権者等」という。)が我が国において特許製品を譲 渡した場合には、当該特許製品については特許権は その目的を達成したものとして消尽し、もはや特許 権の効力は、当該特許製品の使用、譲渡等(特許法 2条3項1号にいう使用、譲渡等、輸出若しくは輸 入又は譲渡等の申出をいう。以下同じ。) には及ば ず、特許権者は、当該特許製品について特許権を行 使することは許されない」18というコンセプトである。 そして、このような消尽が認められる根拠とし て、「特許製品について譲渡を行う都度特許権者の 許諾を要するとすると、市場における特許製品の円 滑な流通が妨げられ、かえって特許権者自身の利益 を害し、ひいては特許法1条所定の特許法の目的に も反することになる」という積極的根拠と、「特許 権者は、特許発明の公開の代償を確保する機会が既 に保障されているものということができ、特許権者 等から譲渡された特許製品について、特許権者がそ の流通過程において二重に利得を得ることを認める 必要性は存在しない」という消極的根拠とが挙げら れる¹⁹。

(4-2) 特許権の消尽の根拠の再検討

上記に見たように、AI・IoT技術の進展・普及により、「モノ」から「コト」へと産業構造が変化している時代にあっては、「モノ」の販売(流通)を前提とする伝統的なビジネスモデルだけではなく、

「モノ」の販売(流通)を前提とせず、サービスの 提供が価値を生むネットワーク型のビジネスモデル もあり、ビジネスモデルが多様化している。後者を 見た場合、特許権の消尽の根拠が、積極的根拠及び 消極的根拠の二つとも揺らいでいるように見える。 一方で「モノ」の販売(流通)を前提とする伝統的 なビジネスモデルは依然として存在するため、特許 権の消尽を全撤廃するという極端な議論ではなく、 伝統的な考え方だけでよいのか、という議論になる。²⁰ 例えば、積極的根拠との関係では、IoTの普及に より、エンドユーザの使用量が把握可能で、取引コ

例えば、傾極的根拠との関係では、101の普及により、エンドユーザの使用量が把握可能で、取引コストも低減される場合があるのではないか、また、消極的根拠との関係では、最初の譲渡の時点で価格差別をすることが困難な場合があるのではないか、と考えられる。

(4-3) 議論の整理

図8を参照しながら、議論を整理したい。上記(3-3)で紹介した肯定的な意見及び否定的な意見を見ると、それぞれが念頭に置いているものが異なる印象を受ける。

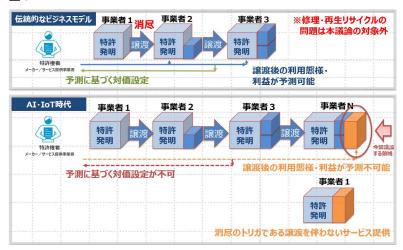
図8の上段は「モノ」の販売(流通)を前提とす る「伝統的なビジネスモデル」を概念的に表してい る。ここで、特許発明に係る特許製品がシリアルに 転々と流通する。流通の各段階で付加価値が加わ る。但し、この伝統的なビジネスモデルでは、最初 の譲渡の時点でその譲渡後の利用態様・利益が予測 可能であることから、最初の譲渡の時点で特許権は 消尽し、以降は権利行使できないこととし、円滑な 流通を確保している。典型的には、修理・再生リサ イクルの事例を通じて発展、形成されてきた。否定 的な意見では、この伝統的なビジネスモデルを念頭 に置いている印象を受ける。ただ、本テーマは、産 業構造の変化との関係で現行の特許制度がなおも サービスを含む産業全体のイノベーションを促進す る役割・機能を十分に果たし得るかという議論の文 脈で特許権の消尽について整理するものなので、修

¹⁸ 最高裁平成19年11月8日第一小法廷判決平成18(受)826号

¹⁹ 前掲注18

²⁰ 前掲注1の『中間とりまとめ』の47頁

図8



理・再生リサイクルの問題を議論するものではない 点に留意が必要になる。すなわち、伝統的なビジネ スモデルを念頭に特許権の消尽を契約で制限すると いう議論ではない。

これに対して、AI・IoT技術が進展・普及してい る「AI・IoT時代」においては、ビジネスモデルが 多様化し、例えば、特許製品としての物が転々流通 する先において、新たなビジネスモデルが生まれて いる。図8の中段はその一事例を概念的に示す。す なわち、物が転々流通する先において、サービス事 業者とエンドユーザとがネットワークを介して、流 通を経ずにダイレクトにつながっている。ここで は、運送費、保管費は発生しない。収益も販売額 ベースではなく、ユーザによる使用料、使用する ユーザ数などがベースになる。

このような場合に、物が転々流通する伝統的なビ ジネスモデルを前提とする特許権の消尽論を、物が 転々流通しないビジネスモデルが生む価値までに適 用すべきか、という考えが肯定的な意見の背景にあ るように思われる。物が転々流通しないビジネスモ デルが生む価値は、消尽論の適用の外側の事象では ないか、であれば、契約マターとしてもよいのでは ないか、という発想になると思われる。若しくは、 ビジネスモデルが多様化しているのであれば、特許 権は必ずしも最初の譲渡の時点で一律に消尽するの ではなく、多様化したビジネスモデルに合わせて特 許権が消尽する時点を柔軟に考えるべき、という考

え方もあり得る。そうでなければ、図8の中段の後 端に相当する、物が転々流通しないビジネスモデル が生む価値までを含めて、全てを最初の譲渡の時点 で負担することになる。そうなると、一か所での負 担集中は益々増大し、これに比例して、上記(3-2) で述べた課題、例えば、交渉主体の問題若しく はロイヤルティーベースの問題などを巡る対立は鋭 さを増すだろう。一方で、十分な価値回収の機会が 得られるのは、ビジネスモデルの多様化により必ず しも最初の譲渡の時点ではなくなっているのではな いか、そうであればそれに連動して特許権が消尽す る時点を柔軟に考えるべき、ということにもなる。

いずれにせよ、この議論はまだ収斂しておらず、 今後も継続すると思われる。

一方、「AI・IoT時代」におけるビジネスモデル は様々で、図8の下段のような「消尽のトリガであ る譲渡を伴わないサービス提供」も存在する。但 し、このモデルでは特許権の消尽の契機となる販売 がないので、そもそも特許権の消尽論の議論は生じ ないと考えられる。

以上のように見てくると、本テーマが議論する射 程範囲は、図8の中段の後端に相当する、丸で囲っ た領域になると整理することができる。

ここで重要なことは、この領域が、FRAND宣言 をしたSEPの問題と重なる、ということである。 FRAND宣言をしたSEPの問題が、この領域におい て先行的に顕在化している、という整理は重要では ないかと思う。なぜならば、上記(3-2)で説明 したようなFRAND宣言をしたSEPの問題は、突き 詰めると、ここに根があるように思われるからであ る。この点で、FRAND宣言をしたSEPの問題と、 特許権の消尽とがオーバラップすると考えている。

(4-4) アップル対サムスン事件知財高裁大合 議体判決²¹

上記の検討を進めにあたって、手がかりになるのは、アップル対サムスン事件知財高裁大合議体判決である。

著名な事案であるため、詳細な説明は不要であるように思われるが、本稿との関係で必要な点を、図9を参照しながら言及したい。

図9



図9が示すように、SEP権利者、部品メーカ、最 終製品生産者の三者が登場する。SEP権利者と部品 メーカとの間には包括的なクロスライセンス契約が ある。このライセンス契約によって部品メーカは 「本件ベースバンドチップの製造、販売等を許諾さ れていると仮定される」として判断されている。で あれば、正当な通常実施権者からベースバンドチッ プを購入して完成品を製造・販売しているのだか ら、SEP権利者は特許権の消尽により権利行使でき ないと、最終製品生産者は消尽の抗弁を用いるも、 本判決では特許権の消尽の抗弁を認めず、最終製品 生産者の損害賠償責任を認定している。すなわち、 特許発明の価値を、部品メーカと最終製品生産者と が多段で負担する構造になっている。本知財高裁判 例に沿って検討することで、これまでの考え方と齟 齬のない形での検討が進められるものと思われる。

5. おわりに

以上に述べたように、本テーマは、「モノ」から「コト」へと産業構造がシフトしている変化を踏まえて、現行の特許制度がなおもサービスを含む産業全体のイノベーションを促進する役割・機能を十分に果たし得るかという議論の文脈で特許権の消尽の考え方を整理するものである。繰り返しになるが、産業構造の変化という議論の前提から離れて、特許権の消尽だけを単独で捉えて議論するものではない。

特許発明の価値が物の販売により生まれ、特許発明の価値が「モノ」の世界に閉じている場合には、「コト」の世界を念頭に置く議論の必要はない。これは、従前の、修正・再生リサイクルの問題の議論になると考える。

一方、価値の源泉は「モノ」から「コト」にシフトし、すなわち、「譲渡(販売)」が生む価値より、「使用」が生む価値が増加し、この場合においてもなお、特許発明の価値が「モノ」の世界の中だけで循環・回収するとすれば、特許制度はサービスを含む産業全体のイノベーションを促進する役割・機能を十分に果たし得るのか、一度点検・検討することが必要ではないかと考える。

この場合に、モノが転々流通する伝統的なビジネスモデルを前提する消尽論を、エンドユーザと事業者とがネットワークを介してダイレクトにつながるビジネスに適用させることの妥当性を、図5を念頭に整理・検討する必要があるように考える。

その際、アップル対サムスン事件知財高裁大合議 体判決にて、部品と完成品との関係で特許権が消尽 しない、としたこととの整合性を考慮して検討する ことになるように思われる。

以上のように、産業構造の変化に適応して特許制度が引き続きイノベーションを促進するために、ビジネスモデルが多様化する中、特許権の消尽の考え方を整理する必要がある。